

高 介 第 3 7 1 号

平成 2 8 年 8 月 1 6 日

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施（予定）事業者 各位

高松市長 大西 秀人

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等の運用について（通知）

平素は本市介護保険事業の円滑な運営に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、先般制定いたしました「高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」、「高松市訪問型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」及び「高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」について、その運用を別紙のとおりお知らせします。

高松市介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を実施される事業者におかれましては、別紙の内容に沿った運営を行っていただくよう御留意ください。

記

別紙 1 介護予防訪問介護相当サービス

別紙 2 訪問型サービス A

別紙 3 介護予防通所介護相当サービス

別紙 4 通所型サービス A

別紙 5 通所型サービス C

お問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市 健康福祉局 介護保険課 相談指導係

電 話 (087) 839-2326 F A X (087) 839-2337